平成２９年（再ロ）第７号

愛知県岡崎市小呂町字高橋15番地１

再生債務者　内野知恵男

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年９月14日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年10月13日まで

平成29年９月22日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２９年（再ロ）第１号

鹿児島県曽於郡大崎町永吉6744番地１

再生債務者　門倉　恵介

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年８月28日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年10月17日まで

平成29年９月19日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２９年（再ロ）第２号

福島県郡山市富久山町福原字釜沼33番地の42パーク・アクシス101号

再生債務者　舩山　洋大

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年９月12日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年10月23日まで

平成29年９月22日

福島地方裁判所郡山支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第３号

北九州市戸畑区境川２丁目12番20号

再生債務者　藤田　佑基

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年９月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年９月19日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（再ロ）第１号

福井市加茂河原町第21号28番地25

再生債務者　菅原　敏行

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年９月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年９月20日

福井地方裁判所

平成２９年（再ロ）第１０号

神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目16番22号　メゾンクレストＢ－３

再生債務者　倉本　龍吾

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年９月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年９月22日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第１２号

札幌市北区屯田４条８丁目６番60号

再生債務者　田中　祥枝

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年９月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年９月22日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再ロ）第１号

愛知県豊橋市北山町77番地４（101）

再生債務者　北田　直人

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年９月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年９月22日

名古屋地方裁判所豊橋支部

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１号

北海道夕張郡由仁町本三川698番地

再生債務者　岩崎　　誠

１　主文　本件変更再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年９月13日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年９月20日

札幌地方裁判所岩見沢支部

参議院共済組合定款の一部変更について

参議院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成29年９月７日

参議院共済組合代表者
参議院議長　伊達　忠一

第18条第２号中「第11条の３の４第１項」を「第11条の３の３第１項」に改める。

附則第６条第１項中「第11条の３の４第１項第１号イ」を「第11条の３の３第１項第１号イ」に改める。

附　則

この変更は、平成29年９月７日から施行し、同年８月１日から適用する。

会社その他の公告

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年七月十四日

掲載頁　五十五頁（号外第一五三号）

平成二十九年十月二日

東京都中央区新川二丁目三番一号

（甲）株式会社ｓＭｅｄｉｏ

代表取締役　岩本　定則

福岡県北九州市若松区ひびきの一番八号

（乙）株式会社ミックスチクロジーズ

代表取締役　玉ノ井和之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両社の株主総会の承認決議は平成二十九年十一月一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年九月十九日

掲載頁　九十六頁（号外第二〇一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年九月十九日

掲載頁　九十五頁（号外第二〇一号）

平成二十九年十月二日

福井市西開発一丁目三二五〇三番地１

（甲）株式会社総合経営サービス

福井市西開発一丁目三五〇三番地１

代表取締役　鰐渕　康之

（乙）株式会社合同経営会計事務所

代表取締役　清水　俊裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

各社の効力発生日は平成二十九年十二月一日であり、十三日の合併に対しての承認決議は平成二十九年十月二十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年七月二十五日

掲載頁　四十三頁（号外第一六〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年七月五日

掲載頁　一三頁（号外第一四四号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年七月五日

掲載頁　十八頁（号外第一四四号）

平成二十九年十月二日

生命大阪市北区梅田三丁目三番二〇号　明治安田生命大阪梅田ビル二二階

（甲）株式会社ファーストステージ

代表取締役　中野　秀樹

大阪市北区梅田三丁目三番二〇号　明治安田生命大阪梅田ビル二二階

（乙）株式会社ファーストステージホールディングス

代表取締役　中野　秀樹

大阪市北区梅田三丁目三番二〇号　明治安田生命大阪梅田ビル二二階

（丙）株式会社ＦＳソリューション

代表取締役　中野　秀樹